

# 核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS (太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security) / 平和資料協同組合(準)  
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1  
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

毎月2回1日、  
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

●編集責任者 梅林宏道  
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

33 96/11/15

¥200

マレーシアが国連総会に決議案

## 国際司法裁勧告のフォローアップと核兵器禁止条約の97年交渉開始を求める

現在行われている第51回国連総会は、国際司法裁判所(ICJ)による勧告的意見の提出と包括的核実験禁止条約(CTBT)の成立の後に開かれた最初の総会であるという意味で重要である。この会議に、マレーシアが、ICJの勧告的意見のフォローアップを求め、「核兵器禁止条約(NWC)」をめざす交渉の開始を求める総会決議案を提出した。「核廃絶2000」の各国NGOは、マレーシア案支持の活動に取り組んでい

る。日本でも、取り組みが始まった。

マレーシアの提出した決議案は、その細部の内容はさしおいても、どこかの国が必ず出すべきものであった。とりわけ、国連総会自身が国連の司法機関ICJに意見を求めていた「核兵器の国際法上の地位」について回答が出たのであるから、それをフォローアップすることは、総会が論理的に果たさなければならない仕事であるからである。

10月29日に提出されたマレーシア決議草案全文を、次ページに掲載する。提出時点には共同提案国数は、23カ国であったが、11月6日現在には次ページに掲げるような31カ国が共同提案国となっている。

マレーシア案は、国際司法裁判所の「核兵器による威嚇や使用が原則的に国際法違反」という歴史的な判断を、核兵器禁止への国連行動に結びつけてゆくきわめて重要な意味をもっている。また、核不拡散条約(NPT)第6条がすべ

ての国に命じている「誠実な交渉による核軍縮の義務」を、ICJ判事が全員一致で勧告したことをうけて、1997年中に「核兵器禁止条約(Nuclear Weapon Convention)」の交渉を開始することを具体的に求めている。

交渉の開始時期を明示しているが、合意に達するべき「時間枠」については明示をしていない。そのかわり、来年9月に始まる第52回国連総会に「勧告的意見のフォローアップ」という議題を含めることを求めた。そうすることによって、勧告的意見で求められている「交渉の締結」が、正式の国連の議題となってゆく道を確認している。この意味で、マレーシア決議案は控え目ながら、よく考えた提案をしている。共同提案国にインドが加わったことも注目したい。

「核廃絶2000」に参加するNGOの多くは、マレーシア案支持の運動を始めた。

### 日本政府の態度

過去2年の国連総会に、日本はいわゆる「核兵器の究極的廃絶」を求める決議案を単独提案してきた。今回も同じような提案を行い、第1委員会では採択された(11月11日)。しかし、日本提案には具体的な内容が乏しく、NGOのなかでは「究

特集 3~6ページ→

### インド国内論争

プラフル・ビドワイ/アチン・バナイク(ともにジャーナリスト、もと『タイムズ・オブ・インディア』紙)

### 化学兵器禁止条約 来春発効へ

10月31日、ハンガリーが「化学兵器禁止条約」(CWC)の批准書を国連事務総長に寄託した。本誌前号で、発効にあと一国と伝えたが、ハンガリーの批准によって発効に必要な65カ国がそろったことになる。同条約は、180日の準備期間を経て、来年4月29日に発効する。

締結国には、化学兵器の開発や使用の禁止、発効から10年以内の化学兵器の全面廃棄が義務づけられている。M

極的」という表現によって、いまや核兵器の廃絶を遅らせる意味をもつと、否定的な評価が強い。

PCDSでは、日本政府にマレーシア提案の共同提案国になること、少なくとも採

【訂正とお詫び】(合本では訂正済み)

前号32号2ページ記載の「核廃絶2000」連絡先の電子メール・アドレスが誤っていました。訂正してお詫びいたします。

誤) pmedidell@igc.apc.org

正) pmeidell@igc.apc.org

## 第51国連総会にむけたマレーシア決議草案

(決議草案 A/C.1/51/L.37、96年10月29日提出)

### 核兵器による威嚇とその使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見

総会は、

いかなる状況にせよ、国際法のもとにおいて核兵器による威嚇や使用が許されるかどうかに関する勧告的意見を国際司法裁判所に求める総会決議49/75Kを想起し、

核軍備競争の早期の停止と核軍備の縮小に関する効果的な措置について誠実に交渉しなければならないという、核兵器不拡散条約第VI条に規定された、厳粛なる各国の義務に思いをいたし、

核軍備の段階的縮小と時間を区切った最終的な核兵器の廃棄について交渉を開始するために、軍縮会議(CD)に対して核軍縮特別委員会の設立を求めた決議50/70Pを想起し、

また、核兵器不拡散条約の1995年の再検討・見直し会議において採択された「核不拡散と核軍縮のための原則と目的」とりわけ、核兵器国による核兵器の廃棄という究極的目標の下に、核兵器の世界的な削減のための系統的で前進的な努力を断固として追求するという目的を想起し、

核兵器による破滅を防ぐ唯一の完全な防衛は、核兵器の廃棄と二度と再び生産

されることがないという確証であることを認識し、

有効な国際的管理の下に、核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、威嚇、および使用を法的な拘束力をもって禁止し、かつ核兵器を破壊するという目的の達成を希求し、

核兵器の完全廃棄という目標に対する国際社会の約束を再確認し、その目標に向かうあらゆる努力を歓迎し、

唯一の多国間軍縮交渉の場としての軍縮会議(CD)の中心的な役割を再確認し、

1996年9月10日に、決議50/245において包括的核実験禁止条約が総会によって採択されたことに留意し、

非核兵器国に対する核兵器による威嚇や使用を行わないという、多国間で交渉され法的に拘束力のある安全保障が存在しないことを遺憾とし、

核兵器の存続は全人類に脅威となり、その使用は地球上の全生命に破滅的な結末をもたらすであろうと確信し、

総会は、

1. 第49総会によって求められた勧告的意見の要請にしたがう、1996年7月8日の決定に対して、国際司法裁判所に謝意を表し、

2. 1996年7月8日に出された「核兵器による威嚇と使用の合法性についての国際司法裁判所の勧告的意見」に留意し、

3. 「厳密で効果的な国際管理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながるような交渉を誠実にを行い、完了させる義務がある」という法廷の全員一致の結論の重要性を強調し、

4. 核兵器の開発、生産、実験、配備、貯蔵、移転、威嚇、使用を禁止し、その廃棄を規定する「核兵器禁止条約(NWC)」の早期締結につながる交渉を1997年に開始することによって、すべての国がただちにこの義務を履行するように要求し、

5. この決議の実行を支援するのに必要な援助を提供するよう、事務総長に要請し、

6. 「核兵器による威嚇と使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見のフォローアップ」と題する項目を、第52総会(注:97年9月開会)の暫定議題に入れることを決定する。

1996年11月6日現在における共同提案国リスト(31カ国) アフガニスタン/ブラジル/コロンビア/コスタリカ/フィジー/ガーナ/インド/インドネシア/イラン/レソト/リビア/マラウイ/マレーシア/マリ/マーシャル諸島/メキシコ/モンゴル/ミャンマー/ナミビア/ニジェール/ナイジェリア/パラグアイ/フィリピン/サモア/シンガポール/ソロモン諸島/スリランカ/タイ/ウルグアイ/ベトナム/ジンバブエ

決時に賛成票を投じることを求める要請をし、多くの市民団体にも呼びかけた。これまで日本政府の国連における核軍縮外交は、国民感情とかけ離れたものであった。これを日本政府の国連行動を改めさせる機会とすべきであろう。

11月12日現在、日本政府の態度は明らかではない。

#### 決議案: 広めるマレーシア 隠す日本

マレーシアの決議案は、まだ内容が固まらない早い段階からNGOに広く出回った。改訂されると、またそれが出回った。NGOはいろいろ意見を言った。

ところが、並行して出された日本のいわゆる「究極的核廃絶決議案」を入手しようとしたらできなかった。

外務省: まだ、いろいろあって内容が固まっていないですから。

8ページへつづく →◆

## やはり放射能は漏れていた 米アムチトカ島地下核実験(1971年)

米国が1971年に地下核実験を行った、米アラスカ州アリューシャン列島のアムチトカ島で採取された植物サンプルから、アメリカウム241(プルトニウムが崩壊してできる)とプルトニウム239/240が発見された。グリーンピースの調査で明らかになった。

実験は「カンニキン」と呼ばれたが、広島に投下された原爆の385倍の5メガトン、その爆発によってマグニチュード7.0の地震が発生した。この実験では爆弾を浅く設置したことから、グリーンピースは、漏出は必然的であったとし、広範囲にわたっているだろうと推定している。

当時、原子力委員会(AEC)は、爆発による放射性廃棄物は数百年は閉じ込

められると主張、米エネルギー省もカンニキンからの放射性物質の漏出について報告したことはない。

被爆したかも知れない数百人のアムチトカ核実験場作業員や、実験場周辺の水を利用しているアリュートのコミュニティーの人々に対する疫学的調査はこれまで行われていない。

グリーンピースの生物学者ミラー氏は、「半減期の長い、非常に有毒な放射能核種がベーリング海沿岸の食物連鎖に入り込んでいる」と指摘している。

今回のこの発見は、南太平洋のムルロアやファンガタウファでの地下核実験でも、放射性物質が環境に漏出している可能性を示唆するものである。

包括的核実験禁止条約(CTBT)の発効には条約に明記された44カ国の批准が必要である。たとえばCTBT締結に熱心であった米国自身をとってみても、政府の意向とは裏腹に、議会の批准は容易でない。

しかし、44カ国のうちまだ調印を済ませていないインド、パキスタン、朝鮮民主主義人民共和国の3カ国の動向が、CTBT発効について一つの重要な鍵を握ることはまちがいない。なかでも、インドが条約に参加すればパキスタンも参加すると表明しているの、インドの動向は重要な意味をもつ。

インドの核政策は、対中国、対パキスタンという国防上の議論と、米主導の世界政治に反発する非同盟の盟主としての役割という二つの国民的関心を利用しながら、実は「大国のシンボルとしての核」という、きわめて古めかしい観念を追求しているように見える。

CTBTに対するインドの政策に関心をもたれているが、インド問題はもっと根が深く、兵器用核物質禁止(カットオフ)条約をはじめ、今後予想されるさまざまな核軍縮交渉は、かならずインドの核政策の壁に直面することになると思われる。ここでは、核問題に軍縮の立場から発言している

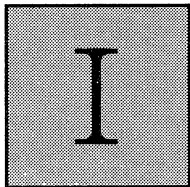
ニューデリーで活動する二人のインド人フリージャーナリストの文章を訳出した。

私(梅林)は、プラフル・ビドワイ(もと『タイムズ・オブ・インディア』(T・I)紙上級編集員)とはスウェーデンの会議で、アチン・バナイクとは広島の水禁の会議で同席する機会をもった。二人とも相手の意見をよく聴く人柄で、苦手とするインド人とはちがっていた。

バナイク氏は、国内論争と言っても、大多数の国民は生活に追われていて、核兵器の問題などには無関心である、と言っていたが、そのことは、以下の文章を読むときの大前提として念頭におくべきことであろう。

最初の「インド国内論争」は、二人の共著の小冊子(約70ページ)の一節を訳したものである。この冊子には他にもインドの核政策の歴史的分析の部分があるが、CTBTに関する国内論争の紹介と批判の部分のみを訳した。

二つ目の「インドの拒否は無益である」は、国連総会でCTBTが決議される直前にT・I紙の論壇ページにビドワイ氏が書いたものである。ジュネーブ軍縮会議でのインドのCTBT拒否を鋭く批判している。(梅林宏道)



プラフル・ビドワイ(フリージャーナリスト、もと『タイムズ・オブ・インディア』上級編集員)  
アチン・バナイク(フリージャーナリスト、もと『タイムズ・オブ・インディア』)

# インド国内論争

『歴史の実験:核実験禁止への世界的な賭け』(ダグ・ハマースホルド財団、1996年5月)より抜粋

CTBTに関するインドの国内論争は、政策決定者たちが公けにしないような意見が表明されたり、しばしば政策決定者たちに重大な影響を与えるという意味で大切であるが、それ以上に、国内論争の土台となっている議論がCTBTそのものを越えるような内容を持っているという意味でいっそう重要である。こうした国内論争は、(CTBTの結果とは関わりなく)ジュネーブ軍縮会議(CD)が核分裂性物質の分離を禁止する交渉(カットオフ条約)を始めたり、あるいは他の核に関する制限や軍縮措置のための交渉が行われたりすれば、再発し、くり返されるであろう。

CTBTに関するニューデリーの立場を正当化するための、文字通りの広報事業が登場してきたが、それらは、こんな条約は(インドにとってのみならず、世界にとって)「不適切」であり「不当」であった、インドの「国益」に反すると主張してきた。主張の多くは極端なもので、その論理をたどるとインドは、たとえ要求しているものが得られても、条約を完全に拒否するという結論になる。しかし、だれも実

際にはそこまでは言うてはいない。CTBTに反対するさまざまな主張をした後、結論は決まって、「期限つき」核軍縮との強いリンケージやインドの未臨界実験についての留保を正当化するものである。わずかな例外を除いて、インドのマスコミに登場する非公式の解説者たちは、ほとんどが一般論を述べる傾向がある。彼らは、発効、禁止範囲、検証などに関してジュネーブで進行している議論や、インドの立場の細部に精通しているようには見えない。

これらCTBT評論家の主だった主張を以下で検討する。異なる論争的主張の中には、明らかにたくさんの重複部分がある。本論の目的は、インドの「国家安全保障体制派」の圧倒的多数のメンバーの間で現在広まっている一般的な考え方を概観することである。

評論家の中には、インドが何らかの形でCTBT体制に反抗し続けるのでなければ、条約への署名を拒否することはほとんど意味をなさないと、必ずしも言葉に出さなくても、暗に認める人たちがいる。もし、インドが単に署名を拒否して、核疑

惑国というあいまいな署名前の立場にとどまるのであれば、拒否したことの不利を受けただけであり、得られるはずの利益は得られないだろう。過去2年間のインドの論争は、インドのCTBT体制拒否の形としてとりうる二つの形に関する議論に、以前に増して集中したという特徴をもっているが、これがその理由である。二つの形とは、核爆発実験を一回または連続して行うという形と、公然たる核武装という形である。

以下に評論家たちの主張を挙げる。

## 主張1 ▶

「状況の変化」ゆえに、核兵器国の軍縮のための具体的な手続きにリンクさせることのないままCTBTを支持するという旧来の立場を、インドはもはや続けることはできない。この「状況の変化」を誘導する理に合った材料として、二つのお気に入りの候補がある。一つは冷戦の終結である。これによって、垂直核拡散から、水平核拡散を何としても止めようというアメリカを筆頭とする核兵器国の欲望へと焦

点は移った。もう一つは、NPT(核不拡散条約)の無期限延長のもたらす意図された影響である。

## ◀ 批判

# 冷戦の終結は、課題を残しながらも本物でかつ相当な軍縮をすすめた

冷戦の終結を、軍縮をだめにし自分たちの覇権を強化しようという核兵器国の新しい動機を生み出す材料として挙げることは、冷戦終結の核問題への実際の影響を非常に一方的に読み取ることになる。アメリカとソ連の間で最初の実事上の軍縮(単なる兵器管理でない)が起こったのは、冷戦の緊張緩和という脈絡においてであった。冷戦終結後、3つの事実上の核兵器国——ベラルーシ、ウクライナ、カザフスタン——は、核兵器を放棄する決定をした。古い3つの疑惑国は、節制と非核の立場を選んで、核兵器開発をやめることを決定した——南アフリカとブラジルとアルゼンチンである。

簡潔に言えば、他にいろいろな効果はあるだろうが、冷戦の終結は、垂直的にも水平的にも、課題を残しながらも本物でかつ相当な軍縮をすすめたのである。また核兵器国内部で、核開発を続けることより兵器管理や抑制に関心を持つ政策決定者へと勢力上の移行があった。その結果として、真剣なCTBT提案の可能性や、フランス、中国などの核兵器国がそれに同意する可能性そのものが出てきたのである。

核兵器国政府内に本物の核軍縮論者の強い圧力があり、その影響力が相当に増加したと論じるとすれば、確かに問題があるだろう。水平拡散の進行がもたらされることへの懸念の増大と、軍備拡大競争を抑制し、量的および質的な垂直拡散の勢いを止めたり、減少させさせる道を探ることをより強調するという、両方向への変化が同時に存在するというのが、より均衡のとれた正確な評価であろう。

## 主張2 ▶

もし、インドが主張している「リンケージ」なしにCTBTに署名するならば、核兵器国全般、とりわけアメリカがしかけた「わな」にかかることになるであろう。CTBTを推進している背後にあるアメリカの動機は、水平核拡散を止めるか、少なくともそれを困難にし、それによって核兵器国と非核兵器国との間に現存する隔差を維持することにある。

## ◀ 批判

# CTBT=「アメリカのわな」論は、論点をそらせるだけである

国内論争の早い段階で、非核兵器国と疑惑国、とりわけインドに対する核兵器国「全体の共謀」が重要視されていた。CTBTの交渉が続き、その経過が広く報告されるにつれて、一定の範囲の問題で核兵器国の間に重要な違いがあるということが明らかになった。そのうえ、ロシアや中国のCTBTへの留保を示した。CTBTの背後にある、すべての核兵器国を団結させている優先的動機である水平核拡散の防止という共通の約束にしたがって、この留保が出されていると主張

することは、ほとんど説得力がないものとなった。したがって、CTBTに賛成する理由としての非核兵器国に対する核兵器国の「集団的陰謀説」は論争から消え、かわって、CTBTによって水平核拡散を防ぐというアメリカ的を絞った「アメリカの陰謀説」が、いっそう執拗に強調されることになったのである。

この主張は、アメリカのCTBT支持の背後には「混合した動機」があるという事実を見落としている。この「混合」の中で、水平核拡散を防ぐという志向が以前より強くなっているということは、事実上疑いようなく確かである。しかし、他の参加国の動機についての評価を知ったとしても、CTBTに関するインドの決定は、そのような評価に左右されるべきものではない。なぜなら、どんな多国間条約においても、署名国はそれぞれ異なった混合した動機をもつだろうからである。署名するかしないかの決定は、他国の動機というような把握しにくいものに基づいてなされるべきではない。決定は、考えられる「自国の利益」に対する条約の客観的効果の評価に基づいてなされるべきなのである。CTBTが「アメリカのわな」であるかどうかの問題は、本質的に、論点をそらせるものである。

以上で論じたように、最善で均衡がとれた客観的評価とは、CTBTは核軍拡競争の停止に貢献し、垂直および水平核拡散を差別的でない方法で効果的に防止し、そうして核軍縮をすすめるであろう、ということである。これは圧倒的にインドの長期的利益にかなうものである。

## 主張3 ▶

CTBTは、質的な形の垂直核拡散に制限を加えると考えられる。よろしい!これをねらって、核兵器国の間だけで署名をさせればよい。なぜ他の国々を引き込むのだろうか?結局のところCTBTに署名しようとしている国の大半はNPTの署名国でもあり、実験禁止という問題には関係ないのである。この条約は、イスラエル、パキスタン、インドのような疑惑国の核兵器開発を妨げることを本当の目的としているのだ。イスラエルとパキスタンは何らかの形のアメリカの同盟国であってアメリカの指示に従うと予想されるので、この条約は本当はインドを標的としているのである。

## ◀ 批判

# 核兵器国に地球全体の未来に関する決定をまかせるのか

この主張は、驚くべき180度転換を示している。数十年の間、インドはCTBTの交渉を多国間で行い承認することを要求してきた。これはまさに、そうすることが真に地球規模の非差別的なCTBTを確実にする唯一の方法だと考えられたからであった。インド内のある部分の意見

では、インドがCTBTに参加する価値がない以上、CTBTが地球規模での多国間交渉が必要な多国間問題であると考えることすら誤りである、と主張している。

少なくともこの主張は、CTBTが多国間で交渉されることを望み続けている非核兵器国の問題意識に対する軽蔑である。また、核兵器国の核のタカ派に対して、核軍縮は核兵器国のみの問題であるという危険な考え方、つまり、核兵器国のみでなく地球全体を脅かす問題に関する決定を、核兵器国のみが集まった結

社が行うことができるという考え方を認めることになる。

CTBTは、もともとインドを標的にしている、あるいは、アメリカがCTBTを推進するもとの目的はインドを抑えこむことである、とする考えについて言うと、控えめに言ってもこれは、CTBTのさまざまに入り込んだ意味を認めたくないインドの気持ちと、世界政治や核問題の領域でのインドの重要性についての、うぬづれとも言える過剰意識とを、はからずも露呈しているものである。

する貿易と政治上の関係が存在する。とはいえ、この関係を最悪のケースで理解することは、インドの誇大妄想を正当化できないような形でおおるものである。もう少し落ち着いて評価すれば、中国はパキスタンのウラン濃縮兵器技術に関心を持っており、ウラン濃縮に関する材料(例えば最近インドで重要視されているリング・マグネット問題)や情報はもちろん、軍民両用技術を交換したい意向を持っていると考えられる。しかし、中国のパキスタンの兵器開発能力への援助は、初歩的な能力の域を出ない技術を発展させるのに何十年にもわたって行われてきた、パキスタン自身の秘密主義によって妨げられている。

アメリカとイスラエルの関係とちがって、中国がどこか外国(パキスタンも含む)の兵器開発の質的な飛躍を助けると信じる理由は何もない。アメリカとイスラエルの核をめぐる関係には、強い親分・子分関係の色合い(それがイスラエルがCTBTに従うことを期待できる理由である)があるが、中国とパキスタンの関係にはその種のものはない。

パキスタンが過去に中国のロプノル実験場で実験をおこなったといううわさについてはどうだろうか。このことについての説得力のある証拠はない。いずれにしても、CTBTが成立すれば、将来にそのような可能性はなくなる。とにかく、核兵器国はすべてのよい条約を破るので、どんな条約でも核兵器国をまき込んで署名するべきでないという、こっけいな主張をするのでない限り、リング・マグネットの問題でNPT違反があったという証拠が、たとえあったとしても、CTBTに反対する根拠にはならないのである。(訳:水野希代子、梅林宏道) ㊦

## 主張4 ▶

ある種の核の親分・子分関係が存在する。この関係が、核兵器関連技術や資料や情報の拡散というNPT違反につながってきた。これが、CTBTそのものや、すべての参加国を「学習曲線」上の現在の位置に固定するというCTBTの試みを無効にする。

## ◀ 批判

# 核の親分・子分関係はある。しかしCTBTを無効にするようなものではない

たしかに、ここには問題がある。しかし問題の大きさを誇張すべきでない。またCTBTの肯定的な影響を最小に見るべきでもない。核兵器開発で核実験なしに

は達成できないような質的な発展を遂げた唯一の国はイスラエルである。実験なしで核兵器を生産するのに必要な情報を、イスラエルがアメリカ国内の支持勢力から得たことは十分にありうる。イスラエルは、過去に南アフリカの協力と、少なくともアメリカの黙認をえて、実験を行ったとさえ考えられている。しかし、イスラエルが将来とりうるただ一つの現実的な戦略の方向は、西アジアの実際の、あるいは潜在的な、戦略上の敵が核オプションを追及しないような体制を促進することである。

この点でイスラエルは、アラブやパレスチナの隣人との包括的恒久平和という文脈においてのみのことであるが、地域の非核兵器地帯(NWFZ)の創設など、自国の核能力を捨てる用意さえしている。イスラエルは、核の安全保障の問題と非核の安全保障の問題とをこのような仕方では結びつけるべきではなく、非核兵器地帯をただちに包括的平和の追及とは関係なく追求するべきである。この二つは別々の問題である。

しばしば言われるもう一つの考えられる親分・子分関係は、中国とパキスタンの関係である。この二国間には、核に関

プラフル・ビドワイ(フリージャーナリスト、もと『タイムズ・オブ・インド』上級編集員)

# II インドの拒否は無益である

(『タイムズ・オブ・インド』紙、1996年9月10日の国連総会におけるCTBT採択の直前に掲載)

第50回国連総会が、包括的核実験禁止条約の採択のために再招集されたとき、条約の反対者は不利な立場に立たされたように思われる。もし、ニューデリーが条約の成立を阻むことのみを目的として、物議をかもし出した条約への拒否権

をジュネーブで行使したのだとしたら、ニューデリーの失敗はほとんど確実である。他方、ニューデリーの目的が、インドの孤立を強調し、ジュネーブ軍縮会議(CD)をだめにし、核軍縮の勢いを弱めることであつたのなら、ニューデリーは立

派に成功するであろう。CDは、多国間で軍縮の交渉を行う世界で唯一の場なのである。

ニューヨークの顔ぶれは、インドに非常に不利である。オーストラリアは、すでに120の共同提案国(10日間で5倍)を得

ている。したがって、CTBTは、おそらく国連総会の185参加国の3分の2の署名をもって通過するであろう。共同提案国は、条約に賛成票を投じることだけでなく、どんな修正案にも反対することになっている。それは、幅ひろい国を含んでいる——アジアや、サハラ以南のアフリカの多くの国、事実上すべてのラテンアメリカ諸国、および先進国のほとんどである。共同提案国になっていない非同盟諸国(例えばマレーシア)もおそらく賛成票を投じるであろう。

インドが非同盟の大物諸国を引き入

## 目的が、インドの孤立を強調し、ジュネーブ軍縮会議(CD)をだめにし、核軍縮の勢いを弱めることであったのなら、ニューデリーは立派に成功した。

れることはできそうもない。イランや他の少数の国々が修正案を出す可能性はあるが、修正に必要な3分の2の票を得ることは事実上不可能であろう。これは、驚くべきことでもないし、また核兵器の圧力(可能なことであるが、この手段を用いたようには見えない)の結果というわけでもない。CDのメンバーである61カ国の中に、ほとんどインドの支持者はいなかった。輝かしい公正な希望であり味方であると言われたイランでさえ、最終的にCDを阻むことはなかった。ニューヨークでは、インドの反CTBTの立場を支持する国はほとんどないであろう。たいていの国はインドの立場を、軍縮について高まいたい言葉を口にしながら、狭量なセクト主義の考えにたつて、差別のない核の制約から逃れるための手段である、とみなしている。核軍縮運動をしたという過去の実績がなければ、インドはもっと多くの敵意を受けたであろう。いまや、その実績も使い果たした。

ニューデリーは、ニューヨークで2種類

のカードを投じることができる。CTBTの修正動議を出すことと、CDでの核軍縮交渉など、平行決議を提案することである。インドが孤立している以上、修正動議が通ることはほとんどありえない。「平行提案」については、議事の最初の項目(CTBT)が処理された後でのみ取り上げられる。もし通っても、そのような決議の価値は疑わしい。国連総会では何十もの決議が採択される。提案はまた、今回は手続き上の強い理由で反対されることもありうる。第50国連総会は、ジュネーブ軍縮会議での核軍縮交渉に、すでに賛成の決議を採択している。

CTBTの本質議論がニューヨークで行われないことは、もちろん残念なことである。条約の前文を強化すべきであるし、条約発効の条項も修正が必要である。発効条項では、CTBTの効力発生をインドを含む44カ国の批准によるとしている。これは前例のないことであり、政治的な変化を抑える効果のある措置として質をとることである。しかし、これはインドにとって不公平なことであるが、インドに(批准を)強要したり、制裁を加えたりするためにこの条項を使うことはできない。条約法に関するウィーン条約がこれを禁じている。

それでもインドはCTBTを阻止し、また案をCDから国連へ送ることにさえ反対した。その理由は、第一にその核兵器オプションの(維持だけではない)拡大と関係があり、第二には、おそらくCTBTの“原則的”と信じる拒否の上に、新しい前

## たいていの国は、インドの立場を、軍縮について高まいたい言葉を口にしながら……核の制約から逃れるための手段とみなしている。

向き外交を形成することと関係がある。第一の理由は、インドが確立してきた「あいまい」政策からの逸脱と、純粋な国防上の配慮ではなく、核軍縮に基づく大国の地位に対する不合理なあこがれとの両方を表すものである。第二の理由

は、強硬路線だけで尊敬を得られるという誤った信念に基づくものである。

ニューデリーは、この新しい型の(前向

## 弱くなったCDほど核兵器国にとって都合なものはない。

き)外交を実際の戦術として具体化することはできていない。ジュネーブでのインドの拒否権が、CTBTの署名を阻止することはできないだろう。できることはCTBTの権威を弱め(CTBTは、交渉の場で全会一致で成立した条約と同じ重みを持たないであろう)、今後の措置、とりわけ兵器用核分裂物質の生産を禁止する(カットオフ)条約の交渉をCDが行おうとしているまさにそのときに、CDを弱くするということである。ニューデリーはすでに核分裂物質生産禁止条約に神経過敏になっている。反軍縮派の元外交官は、これを「第ⅢのNPT」と呼んでいるほどである。

しかし、弱くなったCDほど核兵器国にとって都合なものはないのである。核兵器国はいつでも核を抑制することに抵抗してきた。彼らは、CDにCTBT交渉の指示を与えるのに23年間を費やした。これは、冷戦の終結や他の核抑制の流れに有利な経過があつてはじめて可能になったのである。くり返すが、この流れを弱めることほど、インドの国防上の利益を害するものはない。

このような逆効果の外交に代わるものを提案しよう。核兵器国にその欲求不満をぶつけるのではなく——実際には核軍縮競争に参加する方向を選ぶことによって核兵器国に追隨している——インドは、核実験をしないという一方的な宣言をし、CTBTが発効していなくても同様にするように、他のすべての国に呼びかけるべきである。現行のCTBTにどんな欠点があつても、それが核兵器削減と核軍縮に有利な規範的措置であり、核爆発実験を行わないという約束になるということは、議論の余地のないところである。この約束は、インドが世界に対して、なかならずインド自身に対して、要求することのできる最小限のことである。(訳:水野希代子、梅林宏道) M

三カ国非核地帯条約の提案に応援歌

東北アジア非核地帯化の課題は、構想だけではなく具体化の段階に入るべきときである。本誌28号(96年9月1日)で、梅林宏道さんは、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国との間の三カ国非核地帯条約の提案を行った。4月30日にエーテボリ(スウェーデン)での会議で発表したものである。

9月に浦安市で開かれた非核自治体全国草の根交流大会でこの提案を知った沖縄大学の新崎盛暉さんが、提案の重要性を認識して、『沖縄タイムズ』に的確な紹介原稿を書いて下さった。心づよい応援歌なので、ここに再録する。

『沖縄タイムズ』(1996年10月31日)



新崎 盛暉

紹介しておきたい。

「ロンプスの卵

三カ国というのは、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)である。朝鮮半島の不安定性ばかりが誇大に喧伝されがちな日本の政治的雰囲気のみかあってはこの提案は、一見唐突にみえる。だがそれは、決して非現実的でもない。夢物語でもない。むしろロンプスの卵のような意外性をもった、しかし、実現可能性のきわめて高い提案である。周知のように韓国と北朝鮮の間

有する中国、アメリカ、ロシアがいる。しかし、中国は終始一貫核を持たない国に対しては、無条件、無前提に核攻撃を行わないと断言している。これが、中国と、他の核保有国との明瞭な差異である。したがって、中国が、三カ国非核地帯条約支持を条約等のかたちで明確にすることも、何ら支障はないはずである。

基地こそがしの欺まん性

次にアメリカであるが、アメリカは、韓国、および日本と同盟国である。アメリカと両国の間に敵

でき、これを核保有三カ国が保証することは可能なのである。そして、三カ国非核地帯条約ができれば、三カ国は、それを維持するために相互査察等話し合う場として条約機構をつくらざるを得ない。そうすると、核以外の、いわゆる安全保障の問題、軍縮全般の問題についても話し合いに入っていくざるを得ないだろう。まさにそういう状況を作り出すなかで、沖縄基地の整理・縮小・撤去への展望も大きく開けてくる。こうした括弧( )がりをもち、構想、あるいは運動論に対比させ

人ひと、とくに政治家のなかに、日本の朝鮮に対する植民地支配を正当化したり、いわゆる従軍慰安婦問題の存在を自ら肯定しようとする人たちが少なくないこともよく知られている。こうした人たちの言動が、北朝鮮、韓国双方の民衆の反感を煽(あお)り立平、対日不信を増幅している。

そのような動向に批判的な側にも、日本が朝鮮半島の政治的安定に、主体的、積極的に責任をもちコミットしてこそという発想は少なかつたのではあるまいか。わたしたちはこれまでにも、真の安全保障は、軍事力に依拠すべきものではなく、平和外交による信頼関係の醸成こそ重点を置くべきだと主張してきた。そのとき視野のうちに入っていたのは、せいぜい日朝国交正常化交渉の促進や経済支援までであった。それに比べると、三カ国非核地帯条約構想は、より具体的であり、より実現可能性をもち、より未来志向的である。

過去の植民地支配にまつわる問題の克服も、未来へ向かって平和を追求する共同作業のなかでこそ、その条件は見いだしやすいのかも知れない。

実現可能性の高い提案

基地撤去への展望も開ける

には、さまざまな問題が存在している。それにもかかわらず、すでに両国によって、朝鮮半島の「非核宣言」が行われている。つまり、「非核」ということに関しては、両国の間で合意が成立している。そして日本は、「非核三原則」を国是としている。とすれば、この三カ国を非核地帯とするという点について、少なからず、原則的には当事者間では、合意が得られるはずである。

対関係はない。北朝鮮との間では北朝鮮の核開発凍結を引き替えて軽水炉を提供することになったKEDO(朝鮮半島エネルギー開発機構)の合意文書でアメリカは、北朝鮮に対して核攻撃はしないと約束している。たとすれば、アメリカにも、三カ国非核地帯条約に反対する理由はない。

これまでも、日本では、朝鮮半島情勢の不安定性は、常に、日米安保拡大・強化の口実として利用されてきた。朝鮮半島の事態によって、集団的自衛権の承認とか有事立法制定推進とかが試みられようとしてきた。そうした立場の

記念講演のあつていつかのワークショップが行われたが、その一つは、「基地と東北アジアの非核化」をテーマとするものがあった。そこで梅林宏道さんが「三カ国非核地帯条約構想を提唱した。すこぶる興味のある提案なので、

こうした条件がある以上、ロンプアがこれに反対する理由もまたない。すなわち、中、米、露という周辺核保有三カ国の軍事的、政治的、経済的利益を、少なくとも三カ国非核地帯条約を結ぶことが

信賴関係の醸成

三カ国非核地帯条約構想

(沖縄大学教授)

◆◀ 2ページからつづ

PCDS:すでに提案されているんですよ。  
外務省:提案されています。その後もいろいろ調整があるんです。  
PCDS:最初のものでいいんです。まだ変わるという理解をしますから。最終のものは、また頂けばいいのですから。  
外務省:去年のとほとんど同じですから。  
PCDS:新聞によると、来年のNPT再検討会

議準備会の円滑な開始という内容が入っているということですが。  
外務省:そうです。(と言って長々と電話の向こうで説明しようとする。)  
PCDS:草案を送っていただければ、正確だし、簡単に済むことです。FAXして下さい。  
外務省:いや、ちょっと検討させて下さい。(もごもごという感じ)

PCDS:では、とりあえず去年の決議文を送って下さい。

というわけで、去年の決議文がFAXで送られてきた。どう思います?ああ「行政改革」。(梅林宏道) ㊂

# 日誌

1996. 10. 21~11. 5

(作成:笠本丘生、照屋みどり)

CTBT=包括的核実験禁止条約/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/WP=ワシントン・ポスト/SACO=日米特別行動委員会/MOX=混合酸化物核燃料

- 10月21日 米政府当局者、北朝鮮での軽水炉建設のための用地整備、年内開始困難との見通し。潜水艦侵入事件で韓国態度硬化。
- 10月21日 米国防務省、デービス国防次官(軍備管理・国際安全保障)が近く訪中と明かす。対パキスタン核関連部品輸出など討議。
- 10月22日 池田外相とブルクスIAEA事務局長、外務省で会談。事務局長、北朝鮮の核施設の過去の活動などの情報提供に不満表明。
- 10月22日付 CIA、9月作成の報告、ロ軍の核管理のせい弱体化、反乱部隊の核ミサイル無許可発射の可能性を指摘。米ワシントン・タイムズ紙。
- 10月24日 バングラデシュ、CTBTに署名。発効に必要な44ヶ国のうち41ヶ国が署名。残り3はインド・パキスタン、北朝鮮。
- 10月24日 インド初訪問中のリュエ独国防相、「CTBT調印拒否は国際的孤立を招くだけ」と条約への即時調印を求める。
- 10月24日 原子力安全条約発効。署名65カ国のうち、日含む27カ国が批准。核保有国のうち米のみ未批准。近く批准の見通し。
- 10月25日付 「第5福竜丸」のエンジン、三重県御浜町沖から28年ぶりに引き揚げの見通し。和歌山県の飲食店経営者が計画。
- 10月26日 「CTBT機構準備委員会」創設決議案の内容明らかに。費用は署名国の国連分担金拠出率で算定、未払い国への罰則含む。
- 10月26日 京都市で「国際MOX燃料評価プロジェクト」の中間発表会開催。
- 10月26日 CTBTと核実験のコンピューターシミュレーションに関する市民フォーラム、広島国際会議場で開催。ひろしま将来世代フォーラム主催。
- 10月26日付 旧ソ連の核実験場、セミパラチンスクの汚染状態、金沢大学などが現地調査。プルトニウム汚染、長崎で最もひどい場所の約500倍。
- 10月27日付 科技厅、ごく微量のちりからでも核物質の種類などが分かる最新核物質分析装置の開発決定。1億分の1<sup>2</sup>の核物質も検出可能。
- 10月27日付 旧ソ連の核兵器科学者、冷戦時代の核実験に関する秘密研究報告を、ソ連崩壊後に米国防総省の機関に売却。米WP紙。

- 10月27日付 英駐留の米軍が英から核兵器撤去の様子との報道。英サンデー・テレグラフ紙。レイケンヒース英空軍基地、ほとんど警備なし。
- 10月28日 日政府も、KEDOが北朝鮮に提供する軽水炉の年内着工困難な見通し明かす。当面、EUの参加を進めるなど、側面的な準備。
- 10月29日 KEDO、米デュークE&S社と、北朝鮮での軽水炉建設のコンサルタント契約締結を明かす。米原子力関連大手企業の子会社。
- 10月29日 日本政府、「核兵器の究極的廃絶に向けた核軍縮決議案」、国連に単独提出。3年連続。
- 10月29日 米核実験のため島を離れ、今も不便な生活強いられるマーシャル諸島の島民に、日本の支援グループ「ブンブンプロジェクト」が中古漁船の贈呈決定。
- 10月30日 旧ソ連時代の核閉鎖都市「チェリャピンスク70」で、連邦核センター所長がピストル自殺。給料未払い続く窮状に絶望。
- 10月31日 カットオフ条約の交渉開始促進する決議案検討してきたカナダなど関係国、今国連総会への提出断念。採択困難との判断。
- 10月31日 核兵器の開発・生産・威嚇・使用など全面的に禁じる「核兵器条約」の早期締結に向けた交渉開始を全加盟国に求める決議案、マレーシアなど23ヶ国が共同提出。
- 10月31日 余剰プルトニウム処分法をバリで検討中の10ヶ国専門家会合、MOX燃料で燃やす方法が最良との結論。
- 11月3日 KEDO、軽水炉の着工式を来年3月ごろに持ち越す方針で再調整作業開始。
- 11月5日 エリツイン大統領の心臓手術に伴い、「核ボタン」の管理が一時チェルノムイルジン首相の手に。
- 11月5日 米デービス国防次官(軍備管理・国際安全保障)、銭副首相兼外相らと会談、核関連技術輸出や武器売却問題で意見交換。

## 沖繩

- 10月21、22日 SACOの非公式協議、普天間飛行場の代替の海上ヘリポート構想について協議(ワシントン)。
- 10月22-24日 キャンプ・ハンセン演習場で今年11回目の県道104号線越え実弾砲撃演習。3日間で計152発。
- 10月23日 「沖繩米軍基地所在市町村に関する懇談会」作業部会。
- 10月24日 県収用委員会、12施設の強制使用の手続き開始を決定。
- 10月24日 中城湾沿岸漁業振興推進協議会(1市町村、8漁協)、「中城湾・ホワイトビーチ沖合いへの海上ヘリポート建設に反対する要請」決議。
- 10月24日 外務省、日米合同委員会で、米側が

- 開示した1994年のF15戦闘機墜落事故の調査報告を県に提出。SACOで合意された事故報告書公開の第1号。
- 10月29日 「沖繩米軍基地所在市町村に関する懇談会」第6回会合。
- 10月31日 伊江村の阿波根さん夫妻が名護税務署に対して起こした「反戦地主重課税取り消し訴訟」の控訴審、福岡高裁那覇支部が第一審判決を取り消し、夫妻の主張退ける。
- 10月31日 「普天間飛行場返還作業委員会」(タスクフォース)第3回会合。
- 10月31日 今年1月の米海兵隊兵士による母子3人交通死民事訴訟で、那覇地裁沖繩支部、被害者家族の支払い請求を認める判決下す。
- 11月5日 ロサンゼルス級攻撃型原潜ヒューストンがホワイトビーチに入港。
- 11月5日 国際都市形成等市町村連絡協議会(53市町村で構成)、米軍基地の全面返還前提とする県の国際都市形成構想承認。

## 沖繩のこよみ

- ◆11月12日 「沖繩政策協議会」第2回会合
- ◆11月中旬 「普天間飛行場返還作業委員会」(タスクフォース)
- ◆11月下旬 日米首脳会談(アジア太平洋経済協力会議マニラ会議にて)で、普天間飛行場の全面返還に伴うヘリポート移設問題についての最終方針決定。
- ◆11月中 SACOの最終報告まとまる
- ◆12月2日 日米安全保障協議委員会(2プラス2)(東京)。SACOから最終報告を受ける。
- ◆1月31日 県収用委員会による嘉手納基地を除く12施設、地主約1千人分の土地の強制使用手続き公開審理。
- ◆2月21日 県収用委員会による嘉手納基地、約2千人分の強制使用手続き公開審理。

## 読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さい。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(PCDS)、水野希代子(PCDS)、アラン・ウェア(世界法廷プロジェクト、米国)、新崎盛暉(沖繩)、鈴木かづえ(グリーンピース・ジャパン)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道